

2019年8月7日

京都信用金庫

「事業承継支援融資」の創設について

高度経済成長期に20～30代で創業した経営者世代が引退時期へ差し掛かってきていますが、経営者交代がスムーズに行われていません。この状況を受け、円滑な事業承継を推進させるべく、事業承継に関わる新たな融資商品の取扱いを開始します。

○「親族に後継者がいない」「親族または第三者に後継者がいるが、借入があるため承継を躊躇している」といった悩みをお持ちの中小企業事業者（法人・個人事業主共）について、当金庫が当初から課題解決に取組み、事業承継に必要な資金をご融資する専用商品です。円滑な事業承継が推進できるよう、お客様に寄り添いながらお手伝いします。

○資金用途は借換資金を含み、事業承継にかかる資金を対象とします。

（例）旧代表者からの借入金の借換資金

旧代表者への退職金支払資金

旧代表者個人所有の事業用不動産の買取資金

自社株式の購入資金

ベンチャー型事業承継時の運転資金等

○経営者保証は不要です。

○融資期間は30年以内とします。

○融資金額、融資利率等の条件につきましては、事案に合わせて対応します。

○2019年8月7日から取扱い開始します。

以 上